

令和3年1月7日

関係保護者 各位

社会福祉法人うらわ学園

「新型コロナウイルス感染拡大」に伴う対応について第8報

(お知らせ)

政府は、新型コロナウイルス感染の拡大の対応について、東京など1都3県に対し緊急事態宣言を首相より7日に再発令するとの報道がありました。それに伴い、埼玉県知事からも(1)不要不急の外出の自粛、(2)飲食店での営業時間の短縮等の要請・協力要請を約一か月間発出するとの報道がありました。

つきましては、県の要請に基づき、1月8日(金)～2月7日(日)までの約1か月間、学園での一斉訓練を行わず**分散登園**や**在宅での訓練**を下記のような方法にて実施してまいります。ご理解・ご協力のほど宜しくお願いいたします。

記

1 分散登園について

原則週1回、次の表の日時に学園に登園してください。

月	日・曜	実施内容等
1	8日(金)	移行B・C 10:00～12:00(弁当なし)
1	12日(火)	移行A・自立・B型 10:00～12:00(弁当なし)
1	15日(金)	移行B・C 10:00～12:00(弁当なし)
1	19日(火)	移行A・自立・B型 10:00～12:00(弁当なし)
1	22日(金)	移行B・C 10:00～12:00(弁当なし)
1	26日(火)	移行A・自立・B型 10:00～12:00(弁当なし)
1	29日(金)	移行B・C 10:00～12:00(弁当なし)
2	2日(火)	移行A・自立・B型 10:00～12:00(弁当なし)
2	5日(金)	移行B・C 10:00～12:00(弁当なし)

※ハウスクリーニング・ブリケミの作業担当する園生の方は、登園日が上記と変わります。個別に登園日やハウス等の集合場所・時刻等の連絡を事前にします。

※登園日に体調を崩して登園できない場合は、電話連絡をください。在宅支援に切り替えますので欠席扱いにはなりません。

2 在宅での訓練について

上記の分散登園日以外の日は、在宅での訓練を実施します。

※ハウスクリーニングやブリケミの作業担当者を除く。

- (1) 在宅での訓練日 1月8日(金)～2月7日(日) (登園日を除く)
- (2) 毎日決められた時刻に、生活・健康状況の電話報告を入れてください。
グループや個々によって、電話番号・電話する時間が決まっています。
- (3) 在宅での訓練課題について

各事業部より、自宅で行う課題を配布します。園生の皆さんには事前に行う方法を説明してあります。

登園日に、やり終えた課題を持参してください。

(4) 課題の内容

①就労移行・自立訓練の利用者

- ・ 4つのスキルの課題
(起床時・就寝時間の記入、検温記入、食事記入など)
- ・ 四則計算、名前の練習など
- ・ 作業スキルの維持 (掃除、洗濯、運動など)

②就労継続B型の利用者

- ・ 4つのスキルの課題
(起床時・就寝時間の記入、検温記入、食事記入など)
- ・ 作業スキルの維持 (掃除、洗濯、運動など)

3 これからも継続していただきたい事

※三密を避ける生活を心がけてください。

- ・ 新型コロナウイルス感染のリスクが高い条件は、3つの条件「換気の悪い密閉空間」、「人が密集している空間」、「近距離での会話や発声がある空間」が重なった場合といわれています。
- ・ 不要不急の外出は控える。
特に外出する場合は、上記のような条件にあてはまる行動は、極力控えてください。(特に、流行している場所への外出を控えてください)
- ・ 外出する場合は、マスク着用で帰宅した際は手洗い・うがいの励行をお願いします。
- ・ 園生に、引き続きマスクを10枚程度配布します。洗えるマスクと併用して使用してください。
- ・ 毎朝の検温をお願いします。
- ・ 新型コロナの感染症に身近な人が感染した場合、学園にも連絡をお願いします。(勤務している会社やお子様に通っている学校で、感染者が出た場合などの情報をいただければありがたいです。)

4 今後も、新型コロナウイルス感染による拡大が続く場合

今後も新型コロナウイルス感染症の拡大により、国からの「緊急事態宣言等」や県からの「不要不急の外出を控える等」の要請が発出された場合は、在宅訓練・分散登園を引き続き実施いたします。